

富士電機 従業員の人権に関する方針

富士電機は、富士電機の従業員の基本的人権を尊重するために、以下の方針を定め、これを遵守します。

1. 強制労働の禁止

富士電機で働くすべての人の労働は自主的なものでなくてはならず、富士電機は、従業員に雇用と労働を強制しません。

2. 児童労働の禁止

富士電機は、児童が働くことを認めません。また、18歳未満の従業員を、健康や安全が危険にさらされる業務に従事させません。

※ 「児童」とは、15歳未満（該当国法が許可すれば14歳未満）、義務教育を修了する年齢または該当国における最低就労年齢に満たない者を指します。

3. 労働時間への配慮

富士電機は、グローバルな基準を尊重し、各国該当法令を遵守して労働時間・休日・休暇を適切に管理します。

4. 適切な賃金

富士電機は、各国の最低賃金、超過勤務、法定給付を含むすべての賃金関連法を遵守して従業員に給与を支払います。

5. 非人道的な扱いの禁止

富士電機は、従業員に対するセクシャル・ハラスメント、性的虐待、体罰、身体的または精神的抑圧、言葉による虐待、嫌がらせや非人道的な扱いを禁止します。

6. 差別の禁止

富士電機は、人種、民族、国籍、出自、肌の色、年齢、性別、性的指向、障がいの有無、妊娠、宗教、政治的指向、配偶者の有無、家族状況、HIV/AIDSへの感染などを理由とした雇用と労働での差別を禁止します。

7. 従業員の団結権

富士電機は、現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重します。

8. 安全・健康な労働環境

富士電機は、「富士電機 安全衛生基本方針」に基づき、従業員が安心して働くよう職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故、災害の未然防止および心身の疾病予防に努めます。

※ 従業員とは、パート、嘱託等の名称の如何を問わず富士電機各社と直接雇用関係にある者、ならびに労働者派遣契約により富士電機各社の指揮命令下に業務を遂行する派遣社員、業務請負契約に基づき富士電機各社の事業所（含、現場）で業務に従事する請負社員をいいます。

以上
2020年2月1日
富士電機株式会社
人権啓発推進委員長
執行役員 人事・総務室長
角島猛